

表-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

発生状況	対象地	発生地周辺（発生地から半径10km以内を基本）
	通常時	全国
国内発生時（単発時）	対応レベル1	野鳥監視重点区域 に指定
国内複数箇所発生時	対応レベル2	
近隣国発生時等	対応レベル3	必要に応じて 野鳥監視重点区域 を指定

* ここでの「発生」とは糞便における高病原性鳥インフルエンザウイルスの分離も含む。

表-2 対応レベルの実施内容

対応レベル	鳥類生息状況等調査	ウイルス保有状況の調査				糞便採取調査
		死亡野鳥等調査				
		リスク種1	リスク種2	リスク種3	その他の種	
対応レベル1 通常時	情報収集 監視	3羽以上 (タカ目、重度の神経症状*が観察された水鳥類は1羽)	3羽以上	10羽以上	10羽以上	10月から4月にかけて定期的に糞便を採取
対応レベル2 国内発生時 (単発時)	監視強化 (糞便から検出された場合)	2羽以上 (タカ目、重度の神経症状*が観察された水鳥類は1羽)	3羽以上 (フクロウ目は1羽)	10羽以上	10羽以上	
	監視強化 (家きんや野鳥から感染が確認された場合)	1羽以上	1羽以上			
対応レベル3 国内複数箇所発生時	監視強化	1羽以上	1羽以上	5羽以上	10羽以上	
野鳥監視重点区域	監視強化 発生地対応	1羽以上	1羽以上	3羽以上	3羽以上	

* 死亡野鳥等調査は、同一場所（見渡せる範囲程度を目安とする）で3日間（連続して死亡が確認された時点から3日間以内）の合計羽数が表の数以上の死亡個体等（衰弱個体を含む）が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。

原因が他の要因であることが明瞭なものは除く。

* 見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、現場の状況に即して判断して差し支えない。

* 重度の神経症状とは、首を傾けてふらついたり、首をのけぞらせて立っていられなくなるような状態（図 IV-4 p.60 参照）で、正常に飛翔したり、採食したりすることはできないもの。